

(一社) 尾道薬剤師会 会員各位

平成30年7月

(一社) 尾道薬剤師会

会長 安保 圭介

担当 村上 朝路

中山奈千子

(一社) 尾道薬剤師会 平成29年度定時総会の報告

平成30年7月12日(木) 19時より、尾道薬剤師会にて平成29年度定時総会が開かれました。会員の皆さまにはあらかじめ送付した資料に基づいて議事進行し、平成30年度事業計画案、収支予算案等すべて原案通り可決されました。

安保会長挨拶

今回は大変な災害が起きましたが、これを機に、私たちも災害に対して薬を通して考え直さなければならないと思っています。

地域包括ケアに向けた多団体との協力、プロトコルによる疑義照会の簡略化、天かけるの推進、かかりつけ薬剤師の推進などを考えて行かないといけない。

医療改革の一翼を担えるよう皆さまと一致団結して参りたいと願っています。

豊見会長挨拶(公益社団法人広島県薬剤師会会長) 欠席の為友滝副会長代読

今回の豪雨災害で尾道市も被害が出ているとの事、お見舞い申し上げます

新会館建設は順調に進んでおりますが、今回の災害で駐車場の舗装が不可能となり、非舗装のままで8月初旬に引っ越しを予定しています。

尾道薬剤師会は今後とも独立した薬剤師職能の確立を目指し努力して参る所存です。

尾道薬剤師会からの連絡事項

*会員数 141名(平成30年3月31日現在)

*実務実習が、来年よりⅢ期からⅣ期に変更

*広島県学校薬剤師会はH30.3.31付けで(公社)広島県薬剤師会の部会となりました。

尾道学校薬剤師会を(一社)尾道薬剤師会に入れるかどうか今後1年かけて検討する

*平成30年度事業計画 新規事業 ・心不全患者在宅支援体制構築事業

・次世代指導薬剤師特別委員会(生涯教育継続の為の活動)

*平成30年度尾道薬剤師会収支予算 会計ソフトを購入予定 尾道総合病院の広域用FAX機器購入予定

尾道薬剤師会の役員 変更なし

(一社)尾道薬剤師会 会員各位

(一社)尾道薬剤師会
会長 安保 圭介
担当 村上 朝路
横田いつ子

(一社)尾道薬剤師会 平成 28 年度定時総会の報告及び 新役員決定のお知らせ

広島県薬剤師会副会長 野村祐仁氏をお迎えし、平成 29 年 7 月 1 日(土)19 時より、尾道市総合福祉センターにて平成 28 年度定時総会が開かれました。会員の皆様にあらかじめ送付した資料に基づいて議事進行し、平成 29 年度事業計画案、収支予算案等すべて原案通り可決されました。

田邊会長挨拶 会長として 11 年間お世話になりました。取組んできた事業（在宅支援講習会、薬々連携、健康まつりでの受診勧奨など）を継続していただき、地域包括ケアシステムの一員として地域医療を支えていく会を目指してください。

県薬よりの連絡事項

- 県薬剤師会館の建設について、広島市の二葉の里地区に建設が決定し、今秋 10 月 28 日地鎮祭予定。
- 検査センターは、赤字経営が続いており、移転費用もかさむので廃止する。
- 会館内に会営薬局を開設する。在宅支援センターを兼ねているので、県より補助金が出る予定だが、県薬は公益社団法人であり、薬局が「公益事業」と認められるか不明で、「収益事業」となると市薬剤師会の運営になるかも。
- 現薬剤師会館跡地については競売準備中。
- 県内の約 1500 薬局の内、昨年度 438 薬局が「居宅療養管理指導料」を算定した。すなわち在宅業務を行っている薬局が増えており、県薬も在宅支援研修会、健康サポート薬局講習などで会員支援を続ける。がん検診サポート薬剤師養成、糖尿病重症化予防にも取り組む予定。

尾道薬剤師会からの連絡事項

- 7 月 1 日現在の会員数 142 名
尾道薬剤師会のホームページ(会員のページ)に会員名簿掲載し随時更新している。
- FAX 料の変更なし（尾道市民・JA 尾総病院 100 円 公立みつぎ 70 円）
FAX コーナーの案内地図は新規更新を見送り、机上用の地図を作製した。
- 薬局間の医薬品譲受・譲渡書 2017 年版書式をホームページに UP した。
- 会費の徴収は口座引き落としで完了 今後も継続する

薬剤師会の新役員

総会において新役員が承認され、7 月 13 日の理事会にて以下のように決定しました。11 年間会長を務めた田邊ナオ氏は勇退し、顧問となりました。会員の皆様には今後とも会の運営にご協力いただきますようお願いいたします。

会長：安保圭介

副会長：平井貴久美・麻生祐司・友滝恵子

理事：伊駒尊子 岡田啓司 片渕則彦 金光瑞恵 串田慎也 平田和正 村上朝路 横田いつ子

※岩崎麻里 ※斎藤宏介 ※田邊厚雄 ※中山奈千子 ※平野 健

監事：横田 進 井上美智子 顧問：工藤重子 中 壽美 ※田邊ナオ ※恵谷展幸 ※下田篤子

(※は新任)

平成 28 年 7 月 14 日

(一社)尾道薬剤師会 会員各位

(一社) 尾道薬剤師会
会長 田辺 ナオ
担当 奥濱 玉穂
友滝 恵子

一般社団法人 尾道薬剤師会定時総会 報告

日に日に暑さが増してきますが、会員の皆様にはご清祥のことと存じます。日頃より本会事業運営にご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。現理事留任、一人尾道支部転出により理事 16 名となりました。今年度は国が推し進めている「患者のための薬局ビジョン推進事業」にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。これまでと同様に皆様のご協力のほどよろしく願いいたします。

去る 7 月 2 日、尾道しまなみ交流館にて、広島県薬剤師会会長の豊見先生をお迎えし、先に配布された総会資料に基づき議事進行がなされました。平成 27 年度の事業報告、決算報告、平成 28 年度の事業計画案、収支予算案については出席者の拍手多数により原案のまま承認成立しました。以下主要事項をご報告いたします。

尾道薬剤師会収支予算

- ・事務費、管理費等は前年通り本会計のみではなく、保険薬局部会計、FAX 会計 3 会計で均等に按分。
- ・FAX 会計予算
 - FAX 料金の変更なし 経費が賄えれば 3 月に調整
 - 市民病院 FAX 1 台再リース
 - 事務所のコピー機新規リース（経費は本会計と FAX 会計で按分）
 - パソコン新規購入

役員改正

退任役員 吉浦理事 児玉監事
変更 井上監事（顧問より移動）

その他

- ・ 患者のための薬局ビジョン推進事業において昨年と同様自己採血による簡易検査を行う事業に参加意思を示し、おのみち健康まつりでこの事業への取り組みを検討。糖友会、尾道医師会、市の健康推進課と調整予定

平成 27 年 7 月 13 日

尾道薬剤師会 会員各位

尾道薬剤師会

会長 田辺 ナオ

担当 吉浦 史明

友滝 恵子

一般社団法人 尾道薬剤師会定時総会 報告

厳しい暑さが続きますが、会員の皆様にはご清祥のことと存じます。尾道薬剤師会は昨年 4 月より一般社団法人に移行、市の夜間救急への参加も順調です。理事も新しく 3 名を迎え 18 名、今まで長年理事をして下さった 2 名を顧問としてお願いし、これまで以上に充実した、広く会員の意見が反映できる会にしていく所存です。

去る 7 月 4 日、尾道しまなみ交流館にて、広島県薬剤師会会長の前田泰則先生をお迎えし、先に配布された総会資料に基づき議事進行がなされました。平成 26 年度の事業報告、決算報告、平成 27 年度の事業計画案、収支予算案については出席者の拍手多数により原案のまま承認成立しました。以下主要事項をご報告いたします。

定款細則

一部改正

(委員会) 第 4 条 第 5 項 会員はいずれかの委員会に属さなければならない
という項を削除

尾道薬剤師会収支予算

- ・ 事務費、管理費等は前年通り本会計のみではなく、保険薬局部会計、FAX 会計
3 会計で均等に按分。
- ・ FAX 会計予算
FAX 料金の変更なし
FAX 1 台購入、1 台は再リース

役員改正

新任役員 金光瑞恵氏 村上朝路氏 岡田啓司氏
退任役員 中壽美理事 (顧問へ) 井上美智子理事 (顧問へ)
豊田芳彦理事 斎藤宏介理事

その他

- ・ 健康情報拠点推進事業において自己採血による簡易検査を行う事業に参加意思を示し、おのみち健康まつりでこの事業への取り組みを検討。糖友会、尾道医師会、市の健康推進課と調整中
- ・ 今年も様々な連携をテーマに地域医療に貢献し、ケアマネ協議会との初めての合同研修会を 8 月に予定

平成 26 年 8 月 18 日

尾道薬剤師会 会員各位

尾道薬剤師会

会長 田辺 ナオ

担当 奥濱 玉穂

友滝 恵子

一般社団法人 尾道薬剤師会定時総会 報告

台風の到来以来、今ひとつはっきりしない天候が続いていますが、会員の皆様にはご清祥のことと存じます。尾道薬剤師会は 4 月より一般社団法人に移行、市の夜間救急への参加も順調です。理事が 19 名に増員、役割分担を決め組織図を作成し、ホームページに掲載しています。すでに細則、市民救急、ホームページ、天かける委員会が活動しており各委員会には一般会員にも参加していただき、広く会員の意見を反映していく所存です。

遅くなりましたが、去る 7 月 5 日、尾道国際ホテルにて、広島県薬剤師会会長の前田泰則先生をお迎えし、先に配布された総会資料に基づき議事進行がなされました。平成 25 年度の事業報告、決算報告、平成 26 年度の事業計画案、収支予算案については出席者の拍手多数により原案のまま承認成立しました。以下主要事項をご報告いたします。

定款細則

一般社団法人の定款を作成に伴い平成 23 年度の細則を改定

第一条 C 会員削除

第四条 5 会員は必ずいずれかの委員会に属さなければならない(追加)

第六条 4 職員の場合も正会員(A)(B)に準じて支給する(追加)

第七条 3 日当は、1 日につき県内 2000 円、県外 3000 円を支給する(追加)

会費賦課納付規程 第 2 条 正会員(B)日薬会費 9000 円→7000 円に

入会金納付規程 第 1 条 準会員(D)(E)尾道薬剤師会入会金 2000 円に

尾道薬剤師会収支予算

- ・事務費、管理費等の中には本会計のみではなく、保険薬局部会計、FAX 会計も関係してくるので、3 会計で均等に按分して本会計に 100 万円ずつ入れる。
- ・FAX 会計予算

FAX 料金の変更 尾道市内 120 円→100 円

御調 60 円→70 円

消費税のからみで売り上げが 1000 万円超えないように尾道市内を値下げし、

FAX の経費は同様にかかるので尾道市内と御調との差を少しずつ縮める目的で変更

県薬からの連絡事項

- ・公益社団は収益を図ることは難しいので窓口のみとし、保険薬局部会を事業体としてできれば支部にお願いしたい。会費を下げることも含め県薬の役割を軽くしていきたい考えである。
- ・支部の協力を得て多職種共同事業を立ち上げたい。(各支部の意見を聞くため支部会長を理事に)

その他

調剤でのポイントカードへのポイント加算をうたっていることに関して県薬会長に質問。

回答として中国四国厚生局、厚生労働省の方に訴え、局長クラスで協議中。商用カードのポイントとのからみがあり難しいが、今後は分けて考えていき、近く厚生労働省から通達がある予定とのこと。